総合寄宿舎等で新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合の初期対応手順について(令和4年3月29日更新)

Π のどの痛み・発熱等の症状がある場合 息苦しさ(呼吸困難),強いだるさ(倦怠感),高熱等の強い症状のいずれかがあり,緊急性が高い場合 救急搬送が必要な場合 舎監は該当生徒と同室の生徒を休養室へ移動させる。 舎監は該当生徒と同室の生徒を休養室へ移動させる。 舎監は該当生徒と同室の生徒を休養室へ移動させる。 舎監は寮長(管理職)へ状況を報告し指示を受ける。 舎監は寮長(管理職)へ状況を報告し指示を受ける。 舎監または寮長は、高熱等の症状が見られた場合、救急搬送を依頼 舎監または寮長は、医療機関又は「受診・相談センター(最寄り する前に必ず、 の保健所)」に電話し、指示を受ける。 「受診・相談センター」に連絡し、指示を受ける。 2 舎監は寮長(管理職)へ状況を報告し指示を受ける。 ○受診・相談センター 0570-200-218(24時間対応) ○受診・相談センター 0570-200-218(24時間対応) 〇徳島救急医療電話相談 #7119 ○徳島救急医療電話相談 #7119 (月~土 午後6時から翌朝8時, 日・祝 24時間対応) (月~土 午後6時から翌朝8時, 日・祝 24時間対応) 寮長(管理職)等は対応に当たるために寮に赴く。 寮長(管理職)等は対応に当たるために寮に赴く。 当該生徒の保護者へ連絡する。 当該生徒の保護者へ連絡し、送迎の依頼をする。 「受診・相談センター」の指示により、救急搬送を依頼する。 (迎えに来てもらう) |※県外生等、保護者が遠距離の場合に備え、寮生の搬送方法に 当該生徒の保護者へ連絡する。 ※県外生等、保護者が遠距離の場合は対応を相談する。 ついて予め確認しておく。 (医療機関に救急搬送する旨を伝える) 自宅に帰し、保護者が「かかりつけ医」に電話相談し、受診や検査の指示を受ける。 医療機関で受診させ, 指示を受ける。 受診が可能な医療機関で受診させる。 保護者は、受診結果を学校及び寮に連絡する。 4 保護者の到着まで、寮長(管理職)等が付き添う。 受診結果について、寮長(管理職)が確認し、当該生徒の在籍す ※「かかりつけ医」がなく、相談する医療機関もない場合は、「受診・相談センター(最寄りの保 る学校に連絡する。 当該生徒の在籍する学校に連絡する。 健所)」に電話し、紹介してもらう。 舎監は同室の生徒及び他の生徒の健康状態を確認する。 舎監は同室の生徒及び他の生徒の健康状態を確認する。 5 舎監は同室の生徒を中心に、全員の健康観察を強化する。 医療機関・保健所の追加の指示があれば対応する。 医療機関・保健所の追加の指示があれば対応する。 PCR検査等を受ける(受けた)場合 PCR検査等を受けない場合 生徒の保護者から速やかに在籍する学校及び寮に連絡してもらう。 (PCR検査等を受ける段階では、県教育委員会(体育学校安全課への報告は不要) 生徒は検査結果が出るまで、原則として、Ⅰの場合は自宅で、 Ⅱの場合は寮で過ごす。 PCR検査等の結果が陰性の場合 PCR検査等の結果が陽性の場合 自宅での経過観察 保護者から、速やかに在籍する学校及び寮に連絡してもらう。 生徒の在籍する学校が家庭との連絡を密にし、健康状態の経過を聞き取る。 生徒の在籍する学校から県教育委員会(体育学校安全課)へ連絡する。 (当該学校の教頭が寮長と情報を共有する) |寮長は、当該生徒への聞き取り(舎室での状況・飲食時の状況他)等を行った上で、管轄の保健所に連絡し、対応を確認する。 ※発熱等の症状が続く場合は再度「かかりつけ医」に相談させる。 寮長は,保健所等の寮に関する指示内容について管理校長に報告するとともに,生徒が在籍する学校(の校長)や県教育委員会(学校教育課)へ 連絡し情報を共有する。 |寮の対応について、生徒・保護者に連絡・説明する。 症状の消退後, 帰寮を認める。 (帰寮後数日は健康観察を徹底する。) 9 対応の詳細については別紙2を参照する。